

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則の制定について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

令和 2 年 11 月静岡市議会議案第 179 号

静岡市客引き行為等の禁止に関する条例（案）第 6 条第 3 項、第 8 条及び第 20 条

3 制定の趣旨

近年、市内繁華街において、客引き業者による道路への立ちふさがり、通行人へのつきまといなどの行為により、多くの市民や観光客の安心で安全な通行が妨げられる状況が発生しています。

そのため、特に客引き行為等が多い区域について、客引き行為等禁止区域を設定し、市民等が安心して通行することができる快適な生活環境を確保することで、魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくりに寄与することを目的とした「静岡市客引き行為等の禁止に関する条例」（以下「条例」という。）の制定に向け、令和2年11月市議会に議案を上程します。

これに伴い、条例の施行に関して必要な事項を定めるための「静岡市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則」を制定します。

4 規則等の案の内容

- (1) 客引き行為等禁止区域の指定に係る告示事項は、指定した禁止区域の名称、区域及び指定の効力が生じる日とします。また、禁止区域の変更または解除に係る告示事項は、禁止区域の名称、変更又は解除の内容、変更又は解除の効力が生じる日とします。
- (2) 禁止区域と営業を行う土地又は建物の敷地の境界線から 1 メートル（禁止区域の幅員が 4 メートル未満の時は当該幅員の 4 分の 1）以内において行う客引き行為等は、禁止区域における客引き行為等の禁止の適用除外とします。ただし、拒絶の意思を示している者に対して行う客引き行為又は勧誘行為及び他人の進路に立ちふさがり、通行人に追従し、路上においてたむろし、その他人の通行を妨げる方法で行う客引き行為又は勧誘行為は除きます。

【理由】 条例による客引き行為等の禁止は市民の安全で快適な生活環境を維持する目的で行うものであるため、一定の範囲での市民の安全で快適な生活環境の確保に十分に配慮した集客行為は容認されるものとします。

- (3) 違反者に対する勧告、命令その他の客引き行為等の禁止に関する事務を行わせるため、客引き行為等対策指導員を置きます。指導員は市長が任命するものとし、事務に従事するときは客引き行為等対策指導員証を携帯し、関係人の請求があるときにはこれを開示するものとし、また、指導員証の書式を定めます。
- (4) 違反者に対する勧告は、書面により行うものとし、また、勧告書の書式を定めます。
- (5) 違反者に対する命令は、書面により行うものとし、また、命令書の書式を定めます。
- (6) 事業所等に対して行う立入調査等に係る立入調査等実施者証明書の書式を定めます。
- (7) 命令に違反した者等に関する事実の公表は、当該公表の対象となる者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名並びに命令の概要その他必要な事項を公告することにより行うほか、広く市民に周知させる方法により行うものとし、公表を行ったときは、当該公表を行った者に対し、公表通知書によりその旨を通知するものとし、また、公表通知書の書式を定めます。
【理由】公表事項については、市民が違反行為を行った客引きや事業者を利用しないよう、これらを特定できる氏名・住所（名称・所在地）、代表者の氏名（法人の場合）、違反した命令の概要、その他必要な事項を公表することとします。
- (8) 違反者に対して過料の処分をしようとするときは、当該処分の対象となる者に対しあらかじめ告知書により通知し、弁明の機会を付与するものとし、当該弁明は、市長が特に口頭で行うことを認める場合を除き、弁明書を提出して行なわなければならないものとし、また、告知書及び弁明書の書式を定めます。
- (9) 違反者に対して過料処分をしようとするときは、過料処分決定通知書により、当該処分を受ける者に通知するものとし、また、過料処分決定通知書の書式を定めます。
- (10) 違反者に対する過料の額は、5万円とします。
【理由】過料の額については、行政罰として定めることのできる上限額としました。
- (11) この規則に定めるもののほか、客引き行為等の禁止に関し必要な事項は、別に定めます。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和3年1月1日（条例の施行日と同日とする）

※ ただし、上記（2）から（8）は令和3年4月1日から施行する

6 その他

この規則は、静岡市客引き行為等の禁止に関する条例（案）が議会の承認を得られなか

別紙 1

った場合には制定を行わないものとし、また修正して議決された場合には、当該修正に適合するよう規則の内容を修正して制定するものとします。